

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援を、総合的かつ効率的に提供するため、計画推進に係る部署を中心に、千葉県、近隣市、教育・保育施設、地域型保育事業者、その他の子ども・子育て支援を行う者等と連携しながら、本計画の着実な推進を図ります。

また、教育・保育施設と地域型保育事業者との円滑な連携が可能となるよう、必要に応じた支援を行います。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進にあたり、各年度において、本計画に基づく法定事業の実施状況や、これに係る費用の用途実績等について点検・評価し、必要に応じた対策を実施します。

その際、子ども・子育て会議の意見を参考にするとともに、点検及び評価の結果を公表します。

3. 市民・関係団体・関係機関との連携

本計画の推進にあたり、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えていくため、本計画や子ども・子育て支援新制度について、市広報やホームページなどを活用して、広く市民に周知するとともに、関係機関・関係団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担などを考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。